



禁複写

滑川市指令生第192号

一般廃棄物収集運搬業許可証

富山市二口町一丁目7番13

クリーン産業株式会社

代表取締役 針 田 正 尚

令和6年2月1日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

令和6年3月19日

滑川市長 水野達夫



事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物の可燃物 (紙くず、木くず、繊維くず、生ごみ)
	収集又は運搬の別	収集及び運搬
事業の区域	滑川市内全域	
許可の有効期限	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	
許可の条件	<p>(1) 事業系一般廃棄物の処分にあたっては、富山地区広域圏クリーンセンターへの搬入において処理するか、富山県内の一般廃棄物処分業許可業者の処理施設において資源化すること。</p> <p>(2) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。</p> <p>(3) 許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>(4) 一般廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。</p> <p>(5) 業務を休止、又は廃止しようとするときは、その15日前までに市長に届け出ること。</p> <p>(6) 毎月の収集量を翌月の10日までに市長に報告すること。</p> <p>(7) 関係法令及び市条例に違反したとき、又は前各号の許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。</p>	